

碧 M 企画

健康経営コンサルタント

Smiles invite happiness



Aoi TOPIX

2020.10.19 Vol 17

企業における濃厚接触者の調査対応について【自社の備えは十分ですか？】

全国各地で新型コロナウイルスのクラスターが発生しています。

今月10日、埼玉県ではこれまでに一日では最多の100人が新型コロナウイルスに感染したことが確認されました。また、さいたま市内の劇団では稽古に参加した62人が感染するクラスターが発生しています。このように、感染対策をしっかりと努めていても大規模クラスター発生が確認されることから、クラスター発生時の対応も事前に検討する必要があると思われます。

この場合、保健所からの協力要請で感染者との濃厚接触者が疑われる方々の調査が行われます。

今回は、「企業における濃厚接触者の調査の対応」について解説いたします。

医療機関で患者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合、感染症法に基づき管轄の保健所に報告され、接触確認(contact tracing)の調査及び濃厚接触者への対応が行われます。接触確認は結核や麻疹などを対象に昔から行われている手法で、濃厚接触者リストに自社の従業員が対象に入れば、勤務先の健康管理担当者はほぼ確実に調査への協力を求められます。



感染症法による義務

新型コロナウイルスは、感染症法により 2020 年 1 月 28 日から 2021 年 2 月 6 日までの期限つきで「指定感染症」となりました。

「指定感染症」とは、まだ正式に分類されていない感染症を 1 類～3 類と同等に扱えるようにするための定めです。指定することで、さまざまな措置が可能になります。現在、新型コロナウイルスは、「2 類感染症以上の取り扱い」となっています。感染症法では、感染症を危険度によって最も高い 1 類から相対的に低い 5 類まで分類し、それぞれに該当する疾病と取りうる措置が明記されています。

このことから各企業の経営者を含め総務担当者、健康管理担当者などは、自社で雇用する従業員の中にクラスターの発生で感染者と濃厚接触が疑われる場合、管轄の保健所へ協力する義務があります。

【感染症法】

——感染症の分類——

	指定感染症	1類	2類	3類	4類	5類
主な感染症	新型コロナ	エボラ出血熱、ペスト	結核、SARS、鳥インフル	コレラ、腸チフス	デング熱、日本脳炎	インフルエンザ、麻疹
入院勧告	○	○	○			
就業制限	○	○	○	○		
汚染場所の消毒	○	○	○	○	○	
医師の届け出	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに	7日以内
積極的疫学調査	○	○	○	○	○	○
無症状者への適用	○	○				
外出自粛要請	○					
建物の立入制限	○					

(出所) 厚生労働省をもとに日本総研作成

このように「指定感染症」は、かなり厳しい対応が求められます。このことから新型コロナウイルスの指定感染症の解除を求める声もありますが、政府の方針は依然として慎重な姿勢を保っています。

濃厚接触者とは

「濃厚接触者」は、患者と接触した時期と状況により決定します。

現在の主な目安は「発病した日の**2 日前以降**」に「**1メートル以内かつ 15 分以上の接触**」があった場合で、さらに接触場所の換気などの環境条件、マスクなどによる防護の状況を加味します。

【国立感染症研究所 感染症疫学センターによると】

濃厚接触者の定義を以下のとおり定めています。

「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者。
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。
- ・ その他: 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と接触があった者(患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する)。

この場合、企業がとる対策としてのポイントは、感染または濃厚接触が疑われる従業員の個人情報を必要に応じて第三者(保健所など)へ開示することです。

企業でできる対応策

管轄保健所から協力依頼があった場合、企業でできる対応策は以下の通りです。

- 感染した従業員、濃厚接触者の調査対象となる従業員の個人情報・プライバシーの保護について、あらかじめルール化しておく。
- 実際の調査は、保健所の方針に沿って行う。

【ルール化について】

以下の項目を参考に対応して下さい。

- 自社の健康情報等の取扱規程に準拠する。
- 生の情報を直接扱う担当者は必要最小限とし、できる限り守秘義務を持つ者とする。
- 社内で情報を伝える範囲は必ず本人に確認して同意を得ることとする。
- 同意を得ることが難しい場合は、保健所を交えて対応を相談することとする。

実際の事例に突然遭遇した場合などは、慌てて不適切な情報の取扱いをしてしまうおそれが大きくなります。あらかじめルール化して事態に備えておきましょう。

「働き方改革」の一環として 2019 年 4 月に改正された労働安全衛生法第 104 条では、事業者に対し、労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱い、実質的には健康情報等の取扱規程の策定が義務づけられました。濃厚接触者の調査もこれに準拠する必要があります。

感染と診断された従業員、濃厚接触者の調査対象となった従業員について、氏名、所属、受診した医療機関などの固有名詞が含まれる「生の情報」を直接扱う担当者は必要最小限とします。保健師のように守秘義務のかかる有資格者がいればその人が、それ以外では守秘義務のかかる業務(例えば、健康診断の事務またはストレスチェックの実施事務従事者)の経験がある人が候補となります。

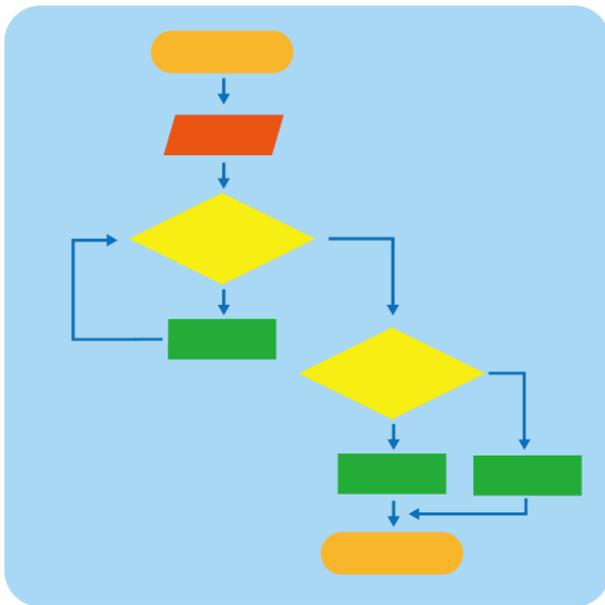
人事権などの影響力を持つ方がどの情報にアクセスできるようにするかについても、事業者としての責任と当事者にとっての伝えやすさの両方を加味して設定します。ストレスチェックを実施している企業では、その実施体制が参考になります。

生の情報に限らず、社内で情報を伝える範囲は必ず本人に確認して同意を得ることとすること、同意を得ることが難しい場合は保健所を交えて対応を相談することとすることについても、ルールに盛り込んでおきましょう。

フローチャートの作成

フローチャートは、新型コロナウイルス感染者との濃厚接触が確認された場合、対処法を図にしたもので、『流れ図』とも呼ばれています。一般的にプログラムを組むときや、業務マニュアルを作るときなどに用いられます。フローチャートを使うメリットは、処理の流れを整理することができ、プロセスを可視化できるところにあります。

ポイントは「**誰が**」、「**いつ、何をきっかけに**」、「**どんな行動を**」、「**どういう場合に**」行動するのかを十分にかつ簡潔明瞭に書き表していることが必要です。



このように、担当、役割、行動などを予め決めておくと慌てずに対処することが可能になります。また、適切な対応を誰もが有効かつ効果的に実践することが可能になるので、是非、この機会に検討して下さい。

この場合、対応マニュアルを作成し自社の担当者と状況に応じた行動を予めシュミレーションして、イメージすると図式化できます。

実際の調査

実際の調査について、以下の通りまとめました。

- 感染と診断された従業員から報告を受けたら、無理のない範囲で、職場関係の接触者をリストアップしてもらい、調査対象者の候補とする。
- 誰が感染したか、担当者から調査対象者に伝えることについて、本人に了解を求める。
- 調査範囲・内容の最終決定、調査結果に基づく対応は、保健所の方針に沿って行う。

従業員の感染が判明した場合、症状の強さにもよりますが、勤務先は保健所から通知される前に直接報告を受けることも珍しくありません。その場合、本人の無理のない範囲で、職場関係の接触者をリストアップしてもらい、調査対象者の候補とします。

また、調査対象者には誰が感染したかを知らせる必要が生じますので、担当者から伝えることについて、感染者本人の了解を求めます。その内容をもとに保健所と相談し、調査の対象者と内容を決定し、調査を開始します。調査結果についても保健所と相談し、特定された濃厚接触者への対応を行います。

なお、感染と診断された従業員、あるいは濃厚接触者の調査対象となった従業員とも、保健所から指定された範囲を超えた措置については、極めて慎重に考える必要があります。

例えば、新型コロナウイルスの PCR 検査は、ウイルスにさらされた可能性のあるエピソードが、いつ、どのようにあったのかなどの情報を踏まえて、対象者・時期を決めたり、結果を解釈したりする必要があります。勤務先の上司が検査を受けるよう指示したとの事例も散見されますが、漠然と検査を受けさせて陰性だったとしても、感染していないことや治癒したことの証明になりません。また、保健所が指定する行政検査であれば自己負担は生じない一方、自由診療での検査には 1 回数万円の費用がかかることが多いです。

賃金支払いの観点では、保健所が対応した結果、入院などの措置により従業員が出勤できなかった場合、労働基準法第 26 条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」には該当せず、休業手当を支払う必要はありません。他の私傷病で休んだときと同じ扱いとなります。それを超えて休ませた場合は、休業手当を支払う必要が生じます。

また、**濃厚接触者確認アプリ**(COCOA)の活用も有効と思います。当事者の記憶では曖昧な点も多くなります。アプリを活用すると自動的に情報が処理され濃厚接触者であるのか否か容易に判断することが出来ます。

【この記事の編集について】

この記事は、以下の機関から配信されている資料を参考に編集しています。

・東京商工会議所ビジネス交流部 10 月 12 日

「第 3 2 回 企業における濃厚接触者の調査における留意点」

文責:田原 裕之(産業医科大学 産業精神保健学)

産業医有志グループ(今井・櫻木・田原・守田・五十嵐)で作成の上、厚生労働省新型コロナウイルス対策本部クラスター対策班・和田耕治先生(国際医療福祉大学・公衆衛生学教授)のサポートも受けています。

・国立感染症研究所 感染症疫学センター

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的免疫学調査実施要領(令和 2 年 3 月 12 日版)

碧 M 企画の基本サービス

産業医や健康保険組合と連携して、従業員のヘルスケアサポートを以下のサービス内容で提供します。



ヘルスケアサポート、健康経営サポート、リクルートサポート

碧 M 企画

代表：渡嘉敷 忠 産業看護職（看護師）

健康経営エキスパート・アドバイザー（東京商工会議所認定）認定番号：19000749

ストレスチェック実施者（厚生労働大臣指定研修受講）

第1種衛生管理者

電話：080-9851-1569

URL: <https://www.aoi-mk.com/>

